

第3回あわらし選挙管理委員会会議録

1 日 時 令和5年3月30日(木) 午前9時～午前10時

2 場 所 あわらし役所 202会議室

3 議 題

議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて

(福井県知事選挙及び福井県議会議員選挙(あわらし選挙区)におけるあわらし保健センター期日前投票所の投票立会人の変更について)

議案第29号 福井県知事選挙及び福井県議会議員選挙(あわらし選挙区)における第17投票所の投票管理者職務代理者の変更について

議案第30号 福井県知事選挙及び福井県議会議員選挙(あわらし選挙区)におけるあわらし保健センター期日前投票所の投票立会人の変更について

議案第31号 福井県議会議員選挙(あわらし選挙区)における投票記載所の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う日時及び場所について

議案第32号 福井県議会議員選挙(あわらし選挙区)における不在者投票管理者が職務を行う場所の決定について

議案第33号 福井県議会議員選挙(あわらし選挙区)の選挙時登録において選挙人名簿より抹消すべき者の議決を求めることについて

議案第34号 福井県議会議員選挙(あわらし選挙区)の選挙時登録において選挙人名簿に登録する者の議決を求めることについて

議案第35号 福井県議会議員選挙(あわらし選挙区)の選挙時登録における条例の制定又は改廃の請求等に必要の連署数について

議案第36号 あわらし選挙管理委員会の個人情報保護に関する規程の一部を改正する告示について

4 その他

5 出席者 委員 内田 雅章 吉田 一展 土屋 紀信 吉田 眞己

事務局 書記長 吉田 孝志

書記 中島 之裕 齊藤 大樹 後藤 夕子

- | | | |
|---|-----|-----|
| 6 | 欠席者 | なし |
| 7 | 傍聴人 | なし |
| 8 | 資料 | 議案書 |

会議の概要

委員長 開会あいさつ

委員長 今回の選挙管理委員会の会議録署名委員を吉田一展委員にお願いできますか。

吉田委員 承知しました。

委員長 それでは、議題に入ります。福井県知事選挙及び福井県議会議員選挙におけるあわら市保健センター期日前投票所の投票立会人の変更について専決処分された議案第 28 号について、事務局の説明をお願いします。

書記 ～議案の説明～

委員長 ただいまの議案について、質問、意見等はありませんか。

委員 投票立会人を辞退した理由は何ですか。

書記 高齢のため、体調に不安があるとのことでした。

委員 応募に年齢制限はありますか。

書記 年齢制限は設けておらず、選挙権があれば応募は可能です。

委員 立会人経験者で、過去従事中に居眠りをするなど態度が悪かった応募者に対しては、断るといった対応は取っていますか。

書記 断ることはしていませんが、個別に話はしています。

委員 改善するよう対策を取ってください。

委員 3回も従事することになっている人もいて、応募者も限られているのであれば、期日前投票所の開設期間を短くすることはできませんか。

書記 法律で開設期間は決まっているので、期日前投票期間前半の投票所の数を少なくすることぐらいしかできません。

委員 法律上可能な範囲内で、選挙の最適化・効率化ができないか検討が必要だと思います。

委員 今回の選挙に要する費用は、どこから出ているのですか。

書記 県の選挙ですので、県から出ています。

委員 今回、2つ臨時期日前投票所を設置することで効果が見込めるのですか。

委員 自分は、今回試験的に設置してみるのはいかがでしょうか。

委員長 他に質問、意見等はありませんか。

各委員 ありません。

委員長 それでは、議案の可否についてお諮りします。議案第 28 号について承認し

てよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしとのことですので、議案第 28 号は承認されました。

委員長 続いて、福井県知事選挙及び福井県議会議員選挙に関する議案第 29 号から議案第 35 号の 7 件について、関連がありますので一括して事務局の説明をお願いします。

書記 ～議案の説明～

委員長 ただいまの議案について、質問、意見等はありませんか。

各委員 ありません。

委員長 それでは、議案の可否についてお諮りします。議案第 29 号から議案第 35 号について、可決としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしとのことですので、議案第 29 号から議案第 35 号は承認されました。

委員長 続いて、あわら市選挙管理委員会の個人情報保護に関する規程の一部改正に関する議案第 36 号について、事務局の説明をお願いします。

書記 ～議案の説明～

委員長 ただいまの議案について、質問、意見等はありませんか。

委員 選挙管理委員会が保有する個人情報とは主にどういったものがありますか。

書記 主だったものとして選挙人名簿があります。

委員 ルール等の内容は大きく変わらないとのことですが、変わる部分はどこですか。

書記 自分自身に関する個人情報の開示請求をする際に用いる開示請求等の様式のフォーマットが変わります。

委員 請求すれば、各行政区の投票率等も知ることができるのですか。

書記 行政区ごとは集計していないため難しいですが、情報公開請求があれば、投票区ごとのものは公開できます。

委員 そういった情報は、臨時期日前投票所設置の結果の分析に必要となると思います。

委員 結果の分析方法は、あらかじめ考えておく必要があると思います。

県議選が無投票だった年の投票率や、県議選が無投票になるなど似た状況の他市町の投票率などと比較した方が良いです。

委員 投票率は下がったけれど、臨時期日前投票所近くの投票区の投票率は踏み止まったといった結果が出れば成果と言えるのではないのでしょうか。

それと、臨時期日前投票所に来た人にアンケートに答えてもらうなどできると良いと思います。

書記 分析方法について検討します。また、結果は次の選挙管理委員会でご報告します。

委員長 他に質問、意見等はありませんか。

各委員 ありません。

委員長 それでは、議案の可否についてお諮りします。議案第 36 号について、可決としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

委員長 異議なしとのことですので、議案第 36 号は承認されました。

委員長 それでは、日程第 10 その他について何かあれば、事務局より説明をお願いします。

書記 ～説明（今後の日程について、人事異動について）～

委員長 質問や意見等はありませんか。

各委員 ありません。

委員長 それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。

令和 5 年 6 月 1 日

委員長 内田 雅幸

署名委員 吉田 一展

